

第六十三回国会 交通安全対策特別委員会議録 第九号

昭和四十五年四月十三日(月曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 受田 新吉君

理事 加藤 六月君

理事 小峯 柳多君

理事 丹羽 久章君

理事 田中 昭二君

理事 稻村 佐四郎君

理事 小沢 一郎君

理事 左藤 恵君

理事 久保 三郎君

理事 長谷部 七郎君

理事 宮井 泰良君

理事 土橋 一吉君

理事 山崎 貞則君

理事 山中 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

理事 山崎 貞則君

本日の会議に付した案件  
交通安全対策基本法案(内閣提出第八八号)  
交通安全基本法案(久保三郎君外四名提出、衆  
法第一〇号)

○受田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出にかかる交通安全対策基本法案及び久  
保三郎君外四名提出にかかる交通安全基本法案の  
両案を一括して議題とし、審査を進めます。  
ほかに質疑の通告もありませんので、両案に対  
する質疑は終了いたしました。

○受田委員長 これより内閣提出にかかる交通安  
全対策基本法案及び久保三郎君外四名提出にかか  
る交通安全基本法案を一括して討論に付します。  
討論の申し出がありますので、これを許しま  
す。横路孝弘君。

○横路委員 私は、日本社会党を代表して、日本  
社会党提出の交通安全基本法案に賛成し、政府提  
出の交通安全対策基本法案に反対の討論をいたし  
たいと思います。

すでに昭和四十四年八月二日、第六十一国会に  
おきまして、わが党の板川委員から詳細にこの両  
案についての討論がされておりますけれども、さ  
らに日本社会党が政府案に反対する立場というも  
のを明確にいたしたいと思ひます。

昨年の自動車交通事故は、件数が七十一万七千  
六百二十一件、死者は一万六千二百五十八人、負  
傷者の数は九十五万一千五百四十二人と、一昨年  
に比較してそれぞれ一三%、一四%、一五%の増  
加となっており、ことしですでに昨年の数字を上  
回る交通事故が全国各地で発生しているのであり  
ます。このままの状態が推移いたしますと、増加  
率を一〇%に抑制し得たとしても、一九七〇年代

における交通事故による死者の累計は二十八万七  
千人、負傷者は実に千七百六十五万人にもなり、  
国民六人に一人はこの十年間に交通事故の犠牲者  
になるといふ驚くべき結果が発生するのでありま  
す。

こうして今日もまた全国各地で数多くの悲劇が  
生まれています。働き手を失って路頭に迷ってい  
る家族やあるいは交通違反、またむち打ち症に  
なつて闘病生活を送っている何十万人という人々、  
あるいは賠償金が支払うことができずに一家無理  
心中をしてしまったような加害者、こういうよう  
な、事故に会つた本人ばかりではなくて、家族  
を含めた悲しい事件が毎日毎日の新聞に報道され  
ているのであります。

交通事故は、車と道路と運転者という三者の連  
関関係の中にその原因があるといふことがいわれ  
ています。もちろん自動車事故は運転者の不注意  
によつて惹起されます。しかし、不注意というこ  
とはは事故に対する煙幕のようなもので、その背  
後にあるほんとうの原因を隠してしまふというこ  
とにもなりかねないのであります。一つの事故が  
起るためには三十の背景があり、さらにその背  
後には三百の要素があるといふことがいわれてお  
ります。政府の従来の対策は、どちらかというと  
人間の注意力を高めることに訴へて、処罰を強化  
する、あるいは安全教育、あるいは安全運転思想  
の普及という精神運動にその重点があり、真の原  
因を把握してその対策といふものが講ぜられてい  
ないのが現状ではないでしょうか。

事故の原因の一番大きな要素は、やはり政府の  
人命軽視、経済第一主義の政策にあることは明白  
であります。無計画な自動車産業育成政策と、経  
済投資効果のみを考えた道路政策が相まって、交  
通事故件数を増加せしめているのであります。そ  
のことは、日本における交通事故の大きな特徴

が、死亡事故中、歩行者、自転車乗用者の死亡事  
故が多く、昨年をとりましても全死亡者の四七・  
四%も占めていることからも明らかであります。  
いずれの国においても、自動車台数の増加は自動  
車相互の事故あるいは単独事故の構成率を増加さ  
せているのに、日本の場合そうでないのは、政府  
が幹線道路や高速自動車道には膨大な国家資金を  
投入しながら、他面、歩道の整備を怠り、その現  
状を放置してきたからであります。第二次の交通  
安全施設等整備事業計画の中で指定された道路  
中、いまだ歩道の設置率が二九%にすぎないこと  
は、このことを明確に物語っておりますし、十兆  
三千五百億円を投資する道路五カ年計画も、その  
中で必ずしも歩車道分離の考え方がとられておら  
ず、またバイパスなどの高速車道においてその大  
部分が二車線となつていて、あるいは道路の  
防災、安全確保という点から見ても、一般国道で  
いまだ千三百二十六カ所の危険箇所があり、地方  
公共団体の管理する道路については、数千カ所も  
危険箇所がありながら放置されたままになってい  
る。これらの対策を抜かして道路の整備計画を  
遂行しようとするのは、まさに道路行政の中に人  
命尊重のかけらもないといつても言い過ぎではな  
いのであります。

このことは、現在の政府が、口では人間尊重の  
政治を唱へながら、実際には人間不在、経済第一  
主義の政治を行つていふ事実を雄弁に物語つて  
いるといわなければならないのであります。  
いまや交通事故対策は、安全施設に対する徹底  
した投資と、事故対策を強力に統合運営する行政  
機構の確立という二つの点しか考えられないので  
あります。

今回の交通安全に関する二つの基本法につい  
て、私たち社会党案と政府案との主たる相違点  
は、細部は別にいたしまして、このいかにして強

力に統合運営する行政機構を確立する点という点にあるわけであり、経済成長の中で行政需要が変化し拡大すると同時に、行政相互間の錯綜する分野というものが非常に多くなつてきて、各分野で行政一元化の問題というのが提起されております。

先日大阪におけるガス爆発事故においても、各行政庁がそれぞれの面から監督はしながら、なおかつ人命の尊重、施設の安全という観点から見ると、そこにやはり行政の空白状態があり、それが事故の一つの重大な要素として指摘されていることは、政府もまた、この問題に関して行政一元化の方で問題を提起していることからも明らかであります。

交通事故対策は、まさにこのような行政の錯綜する最も著しい分野といわなければならないのであります。

交通安全行政が、外務省を除くほとんどすべての省庁にまたがり、各省ばらばらで統一性がなく、常になわ張り争いと責任の転嫁が行なわれていることは、国民の一番大きな不満となつていてあります。たとえば道路を建設する際には、あらかじめ建設省と警察庁との連絡が、たとえば高速道路におけるインターチェンジの問題一つをとつても重大であるにもかかわらず、それが行なわれていない現実、さきの道路五カ年計画の際の両省の争いを見ても明らかであります。

事故による負傷者の救助という点を見ても、消防庁、警察庁、そして厚生省の一本化された行政の不在が、たらい回しとなつてあらわれ、多くの国民の非難を浴びているところを見てもまた明らかであります。現在、一体この交通事故防止をみずからの機関の最高責務と心得ている行政機関がどこにあるでしょうか、全然ないのが実情であります。この際、多元的な行政を統一し、その一元化をはかり、強力に統合運営する機構、将来的には交通省の設置という方向での行政機構の確立こそ現在最も必要不可欠な問題といわなければならないと思います。しかるに政府案は、依然として多元的行政

昭和四十五年四月二十日印刷

交通事故から人命を守るということは、いま政治に課せられた一番重大な問題だと思つて、政府案には、その一番大切なそのための行政機構の確立の点で、そのきびしさに取り組む姿勢というのが全くないと言つても言い過ぎではないと思つて、政府案が可決され本法が制定されたとしても、その実効は期待できないと思つて、本法があつても、ないよりましではないかという意味で、本法案に賛成するならば、私は政治家としての責務を放棄することになると思つて、あります。

私たちは、一日も早く交通事故を絶滅し、国民の生命と身体と財産を守らなければならない。その観点におきまして、私たちは政府案に対して

昭和四十五年四月二十一日発行

反対し、社会党案に賛成するものであります。(拍手)

○受田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、内閣提出にかかる交通安全対策基本法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○受田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、おはかりいたします。ただいま内閣提出にかかる交通安全対策基本法案を可決すべきものとした結果、久保三郎君外四名提出にかかる交通安全基本法案については、議決を要しないものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○受田委員長 起立多数。よつて、本案は議決を要しないものと決しました。

おはかりいたします。ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○受田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○受田委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十五分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局